

コンプライアンス宣言

当社は1932年の創業以来、顧客・仕入先・地域社会・社員およびその家族をはじめとしたステークホルダーの皆様へ貢献し、厚い信頼を築き上げるべく誠実かつ着実に企業活動を行ってまいりました。

今日、企業に対する社会的責任や公共的使命を求める機運は一層高まっています。当社の経営理念であるビジョン・ミッション・コーポレートスローガンを実現し、これまでに築き上げたステークホルダーの皆様からの信頼を維持し、さらに強固なものとするためには、すべての役員および従業員が法令を遵守することはもとより社内規程を遵守し、倫理・道徳を含む社会規範を尊重し、常にコンプライアンスに則った行動をとることが不可欠です。また、持続可能な社会の実現に向けたCSR（企業の社会的責任）を果たし、ESG（環境・社会・企業統治）を重視した経営を推進することが、ステークホルダーの皆様からの信頼を一層強固なものにするに確信しております。

当社の事業は、「食」や「生活必需品」の供給に携わり、人々の文化的生活を支える重要な役割を担っています。「安全で高品質な商品を安定的に社会へ提供する」という当社に課された社会的責任は極めて重く、社会に与える影響も大きいため、決して過ちが許されない立場にあることを強く認識しております。

この認識のもと、当社はここに『コンプライアンス行動指針』を制定しました。私たち日成共益株式会社 および グループ会社のすべての役員および従業員は、職位や職種に関わらずに等しく誠心誠意、本行動指針ならびに法令・社内規程を遵守し、社会規範を尊重しながら業務に取り組みます。そして、誠実な企業活動を通じて社会的責務を果たすとともに、社会的課題の解決に取り組み、持続可能な未来に向けて社会に貢献していくことを宣言します。

2026年4月1日

日成共益株式会社

取締役社長 熊谷 和男

コンプライアンス行動指針

日成共益株式会社

《目次》

1. 目的と基本姿勢・・・1P
2. 社内組織の設置・・・1P
 - (1) コンプライアンス管理体制・・・1P
 - (2) 内部通報窓口・・・2P
3. 適用範囲・・・3P
4. ステークホルダーの定義・・・3P
5. 遵守事項
 - (1) 人権の尊重・・・3P
 - (2) 法令順守・・・4P
 - (3) 社会貢献・・・4P
 - (4) 環境保全・・・5P
 - (5) 安全衛生管理・・・5P
 - (6) 職場環境・・・6P
 - (7) 情報管理・・・6P
 - (8) 知的財産権の尊重・・・7P
 - (9) 会計処理・・・7P
 - (10) 株主への対応・・・8P
 - (11) 公職者に対する贈収賄等の禁止・・・8P
 - (12) 反社会的勢力の対応・・・8P
 - (13) 営業活動・・・8P
 - (14) 製造活動・・・9P
 - (15) 輸出入管理・・・10P
 - (16) 広告・広報活動・・・11P
 - (17) 不正競争行為の禁止・・・11P
 - (18) 公私の峻別・・・11P
 - (19) 品質管理システム・・・12P
 - (20) インテグリティとプリンシプルベースの行動・・・13P
 - (21) スピークアップ（通報・相談しやすい職場文化）の推進・・・13P
6. 処分・・・13P
7. 教育研修・・・13P
8. 改廃・・・13P
9. 施行・・・13P

1. 目的と基本姿勢

このコンプライアンス行動指針は、当社およびグループ会社の業務を遂行する上で、特に重要と思われる事項の行動指針を定めることで、役員および従業員の考え方と価値基準の統一を図りコンプライアンスを徹底することを目的とします。その実現に向け、ESGに関するリスク管理およびPDCAサイクルを実行するCSR推進体制を構築し、社内に周知徹底するとともに、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令遵守、および資産の保全を担保する内部統制システムを自社内に備えます。

また、災害等の緊急事態発生時においても、重要業務の継続および早期復旧を可能とする事業継続計画（BCP）を整備し、組織の強靱化を図ります。さらに、財務情報のみならず非財務情報を適時・適切に発信することで、経営の透明性を高め、ステークホルダーに対する説明責任を果たします。

この行動指針に従い、社会的規範を尊重しながら業務に取り組み、誠実な企業活動を行うことで社会的責務を果たし、社会に貢献することを目指します。

また、当社の関連するサプライチェーンに対してもコンプライアンスの徹底を求め、必要に応じて当行動指針の開示や問題確認を行い、法令違反が認められた場合など問題が発見された場合は、取引停止や是正に向けた働きかけを行います。

2. 社内組織の設置

(1) コンプライアンス管理体制

①コンプライアンス統括責任者

人事・総務部門 担当役員

職務：部門内又は営業所内でのコンプライアンスの取組推進

コンプライアンス基本方針の遵守状況のチェック

問題発生時の対応責任者

是正措置実施時の責任者

②コンプライアンス統括部署

総務部

役割：コンプライアンス体制の構築、運用

コンプライアンスに関する指導、改善

コンプライアンスに関する研修の実施

問題発生時の一次対応

是正措置実施時の担当部署

その他コンプライアンス統括責任者の指示による対応

(2) 内部通報窓口

法令・社会的規範・社内規程およびこの行動指針から逸脱した行為が行われている場合には、次の窓口に通報してください。

通報を受けた場合は、主として「通報対応従事者」として指定されたコンプライアンス統括責任者・顧問弁護士が情報の秘匿性を厳格に保持し、可及的速やかに対応いたします。

通報は、記名・匿名問わず受け付けます。また、メール、電話、書面等どのような方法でも構いません。

寄せられた通報内容について速やかに事実確認を行い、必要に応じて是正措置を講じます。その過程で通報内容を関係部署および担当者に報告する場合がありますが、通報の事実が漏洩しないようセキュリティに配慮し、通報者の氏名は開示しません。

また、当社は、公益通報者保護法に基づき通報者を保護し、通報したことを理由に、通報者に対して解雇・降格・減給等の不利益な取扱いをすることはありません。

なお、外部から通報が寄せられた場合についても本窓口において受け付け、内部通報に準じた処理を行います。

《内部通報窓口①》

日成共益株式会社 コンプライアンス統括責任者（人事・総務部門 担当役員）

TEL：03-3293-3747

FAX：03-3233-1174

メールアドレス：compliance@nissei-jp.co.jp

住所：〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町7番地

日成共益株式会社 人事・総務部門 コンプライアンス担当役員 宛

《内部通報窓口②》

篠塚・野田法律事務所 野田弁護士

TEL：03-5283-7307

FAX：03-5283-7308

メールアドレス：noda@shinozukanoda.jp

住所：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-2-5和栗ハヤビル7階

篠塚・野田法律事務所 野田弁護士 宛

※上記窓口は採用応募者からの就活ハラスメント相談窓口も兼ねる

3. 適用範囲

この規程は、当社とグループ会社におけるすべての役員および従業員に対して適用します。この規程を遵守するにあたり、関連するステークホルダーと連携しながら、健全な事業活動に取り組みます。

4. ステークホルダーの定義

当社およびグループ会社の事業活動にあたって相互に影響を与えうる利害関係者をいいます。具体的には、販売先・仕入先などの取引先、行政・住民を含めた地域社会、従業員およびその家族、関係当局を指します。

5. 遵守事項

(1) 人権の尊重

以下の項目について関連法令等（憲法、世界人権宣言、国際人権規約、ILO国際労働基準、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、国連グローバル・コンパクト、OECD多国籍企業行動指針、英国現代奴隷法、労働基準法、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①各国・各地域の法令等を踏まえ、人権に関する国際規範を理解し、基本的人権の保護を支持、尊重します。また、自ら人権侵害に加担せず、児童労働、強制労働を認めません。
- ②基本的人権を侵害する行為があった場合には、適切な措置を講じます。また、取引先においても、基本的人権を侵害する行為が認められる場合は、改善を求めています。
- ③人権尊重のため、関連するステークホルダーと対話を進めます。
- ④個人の基本的人権、個性、プライバシーを尊重し、多様な価値観を受容します。
- ⑤人種、宗教、性別、国籍、心身障がい、年齢、性的指向等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント（職場のいじめ、嫌がらせ）等の人権を侵害する行為を行いません。
- ⑥当社は、採用選考における応募者やインターンシップ参加者（以下「応募者等」）に対して、就活ハラスメント（不適切な発言・言動、内定辞退の強要等）を一切許容しません。応募者等は、当社の相談窓口（社内窓口／外部弁護士窓口）に対し、記名・匿名を問わず、メール・電話・書面等の方法で相談・通報することができます。申出内容は秘匿性を厳格に保持し、当社は申出を理由とする不利益取扱い（合否判断への不当な影響、内定取消し、選考機会の制限等）を一切行いません。申出を受けた場合、迅速な事実確認、必

要な是正・再発防止措置、申出者への適切な通知を行います。また、当社の担当者・面接官に対し、就活ハラスメント防止に関する教育・周知を継続的に実施します。

- ⑦雇用や処遇にあたっては、採用応募者および従業員の人権を尊重するとともに、年齢、性別、人種、信条、宗教、社会的身分、国籍、民族、妊娠の有無、政治的指向、配偶者の有無、結婚歴、性的指向、性自認、病歴、身体障害、労働組合の加入情報、肝炎・HIV等の感染有無、遺伝子情報、兵役経験、その他個人的な特性に基づいた差別は、いかなる場合であっても、行いません。
- ⑧自社の事業活動、取扱商材等が消費者および地域社会の人権を侵害することが無いよう配慮します。
- ⑨労働組合結成の自由、および団体交渉権を尊重し、労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重します。
- ⑩先住民や少数民族の固有の文化や歴史を尊重し、現地の法令だけでなく国際基準を遵守して、地域社会に配慮した責任ある事業運営を行います。
- ⑪自社の意思決定、事業活動、ならびに製品・サービスが、消費者や地域社会の人々の人権侵害を助長することのないよう十分に配慮します。

(2) 法令順守

以下の項目について関連法令（刑法、麻薬および向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、各都道府県の定める迷惑防止条例、道路交通法、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①重大な法令違反（横領、背任、詐欺、窃盗、暴力、癒着等）または不祥事件につながる行為はもとより、刑法をはじめとするあらゆる法令に違反する行為を行いません。万が一、法令違反が認められた場合は、速やかに警察へ届け出ます。
- ②覚せい剤・大麻、危険ドラッグ等の違法薬物は決して使用しません。万が一、使用が認められた場合は、速やかに警察へ届け出ます。
- ③ストーカー、痴漢、のぞき、盗撮等、各地方自治体で定める迷惑防止条例に違反する、または違反を疑われる行為はもとより、インターネットやSNS上での誹謗中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害、および個人の尊厳を傷つけるような公序良俗に反する行為は、業務の内外を問わず決して行いません。私たちは、デジタル空間においても高い倫理観を持ち、自らの発信が他者や社会に与える影響を常に深く認識して行動します。
- ④通勤、営業所間の移動、取引先への訪問など、業務上自動車を利用する場合はもとより、私用で自動車等の車両を利用する場合にも、道路交通法に定め

るルールに従って運転し、スピード超過・飲酒運転・居眠り運転を含む危険運転はしません。

(3) 社会貢献

以下の項目について関連法令等（OECD多国籍企業行動指針、等）、および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①社会の健全な発展の担い手として、地域社会をはじめとする社会への貢献活動に積極的に参加し、また、これらの活動を支援します。
- ②海外においても、国際ルールや関連する国の法律の遵守だけでなく、現地の文化および慣習を尊重し、先住民や少数民族の権利に配慮しつつ誠意と相互の信頼をもって現地の発展に貢献します。
- ③CSR活動を推進するとともに、地域社会や取引先に対し、当社の実施するCSR活動を適宜ホームページ等を通じて発信します。

(4) 環境保全

以下の項目について総務部長を管理責任者とし、関連法令（環境基本法、パリ協定、バーゼル条約、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、地球温暖化対策の推進に関する法律、各種リサイクル法、生物多様性基本法、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①廃棄物の処理、水質の保全、土壤汚染防止等に関する法令および当社環境方針を遵守し、環境保護の意識の向上に努めます。また必要に応じて、環境負荷（廃棄物を含む）の削減目標を設定して公害の発生を予防・監視し、達成度によっては適宜取り組みを改善します。
- ②計画的・効率的にCO₂等温室効果ガス削減に努め、環境保全に尽力します。また必要に応じて、削減数値目標を定め、適宜取り組みを改善します。
- ③生物多様性の保全と資源の循環的な利用に配慮し、継続的な資源・エネルギーの有効活用を図りながら事業活動を行います。
- ④地域の環境保全に積極的に取り組み、必要に応じて、地域社会への健康・安全衛生被害を減らす取り組みを実施します。
- ⑤気候変動や地球温暖化防止への対応として、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量について、自主的な削減目標を設定し、その削減に取り組みます。

(5) 安全衛生管理

以下の項目について関連法令（労働安全衛生法、化学物質の審査および製造等

の規制に関する法律（化審法）、特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律（PRTR法・化管法）、等）および社内ルールを遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①化学品規制の関連法令を遵守し、適切に取り扱います。
- ②労働安全衛生法等の関連法令を遵守し、化学物質の管理に際しては保健所への届け出、法定文書の保存等を徹底します。また、管理状況を適宜確認し、必要に応じて改善を行います。
- ③社内で利用する機械装置の安全対策に関して、労働安全衛生法等の関連法令を遵守し、適切に管理します。また、管理状況を適宜確認し、必要に応じて改善を行います。

（6）職場環境

以下の項目について関連法令等（ILO国際労働基準、労働基準法、労働安全衛生法、過労死等防止対策推進法、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①多様な働き方によりワーク・ライフ・バランスを実現し、能力を最大限に発揮できるよう努めます。
- ②労働関係法令を遵守し、勤務時間、過重労働、賃金等の労働条件について、適正な管理を行います。
- ③職場の整理整頓に努め、快適な職場環境を保ちます。また、安全で清潔な職場環境を維持し、従業員の健康増進に努めます。
- ④従業員のメンタルヘルスに配慮し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
- ⑤顧客等からの暴言・脅迫・過度な要求・執拗な抗議などのカスタマーハラスメントに対して、事業主として必要な雇用管理上の措置（相談窓口の明確化、一次対応手順、警察・弁護士等との連携、記録・分析、再発防止策の実施、研修と周知）を講じ、従業員の就業環境を保護します。被害申告・相談があった場合の不利益取扱いを禁止し、心身の健康を最優先に対応します。
- ⑥各国・地域の法定最低賃金を遵守するとともに、割増賃金の支払いや支払方法等について公正な運用を行い、適正な賃金の支払いを徹底します。
- ⑦法定または合意された労働時間を遵守し、従業員の労働時間を適切に管理するとともに、有給休暇取得の権利を適切に付与します。
- ⑧操業する国や地域の伝統や慣習、および従業員の宗教的な伝統や慣習を尊重し、就労においてこれらを妨げることはないよう配慮します。
- ⑨当社は、性別にかかわらず、すべての従業員が公平に能力を発揮できる職場

環境の整備を重要な経営課題と位置付けます。多様な価値観や経験を尊重し、性別に左右されることなく、それぞれが持つ力を最大限に発揮できる機会を提供することで、組織としての持続的な成長を目指します。

この考え方にに基づき、当社は女性活躍推進法等に基づく男女賃金差異や女性管理職比率等の開示事項について、定義・算定プロセス・品質管理（根拠データ、レビュー、保存）を整備し、適時適切に公表します。また、採用・評価・登用・報酬プロセスの公正性を継続的に点検し、計画的な改善を実施します。さらに、人的資本に関する情報の正確性と透明性を確保し、社会およびステークホルダーに対する説明責任を果たします。

（7）情報管理

以下の項目について関連法令（個人情報の保護に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、当社プライバシーポリシーおよび特定個人情報取扱規程に従って適正な方法で行い、自社および他社への被害が及ばないよう努めます。
- ②社内情報システム利用規程に基づいて機密情報を含む会社情報を適切に管理、保護し、その不適正な開示、漏洩、不当利用の防止および保護に努めます。
- ③マイナンバー等の従業員の個人情報は、適正に管理し、本来の目的以外に使用しません。また、裁判所の命令等正当な理由がない限り、本人の承諾なく、これを外部に開示しません。
- ④コンピューターリテラシーの向上を図り、情報セキュリティ事故の予防に努めるとともに、万一、事故が発生した場合には、速やかな復旧、是正処置を講じます。
- ⑤在職中、退職後を問わず、会社に報告なく、または所定の社内手続を経ないで会社情報を開示、漏洩しません。
- ⑥在職中、退職後を問わず、会社情報を不適正に利用して会社に損害を与えず、また、自己または第三者の利益を図りません。
- ⑦SNSの利用には十分に注意し、業務上知り得た全ての情報、虚偽や人を中傷・差別する内容、会社のイメージを毀損する内容等の会社および関係者に不利益を与える情報を発信しません。
- ⑧入社前に知得し守秘義務を負っている第三者の情報を会社を開示しません。

- ⑨社外の情報に対する不正アクセス等、第三者の利益を侵害する行為を行いません。
- ⑩「正当な経路以外で入手した情報」や「未公表の上場会社の会社情報」をもとに、インサイダー取引が疑われるような不正な有価証券の売買は行いません。
- ⑪ コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じ、サイバー攻撃等による自社および他社への被害を防止するため、情報セキュリティの強化に努めます。

(8) 知的財産権の尊重

以下の項目について関連法令（特許法、意匠法、商標法、著作権法、商法、会社法、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①特許法、著作権法、その他知的財産権に関する法令を遵守します。
- ②会社の知的活動の成果を知的財産権によって保護し、これを積極的に活用するとともに、第三者の正当な知的財産権を尊重します。

(9) 会計処理

以下の項目について関連法令（企業会計原則、金融商品取引法、会社法、会社法施行規則、財務諸表規則、法人税法、所得税法、適時開示規則、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①会計処理にあたっては、企業会計原則、社内規程等に則り、適正に行い、伝票、証憑書類の虚偽、隠蔽は行いません。
- ②会計処理の基礎となる取引事実は適切に記録し、証憑書類は定められた期限まで適切に保存します。
- ③経理システムの維持・改善をし、財務報告に係る内部統制の整備・運用に努めます。

(10) 株主への対応

以下の項目について関連法令（企業会計原則、金融商品取引法、会社法、適時開示規則、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①事業報告、財務状況など企業活動全般について、適時適切に情報を開示します。
- ②業務に関する記録は正しく記録し、特に、会計帳簿、伝票、契約書等は関係法令、社内規程に定められた期間保存します。

(1 1) 公職者に対する贈収賄等の禁止

以下の項目について関連法令（刑法、不正競争防止法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程、公職選挙法、会社法、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①公務員への不正な接待等を行うこと、又は受けることはしません。
- ②法令および健全な商慣行に反した不適正な支出を行いません。また、政治家または政治団体に対し、不適正な利益・便宜を供与しません。

(1 2) 反社会的勢力の対応

以下の事項について関連法令（会社法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）、組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律、各地方自治体で定める暴力団排除条例、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

反社会的勢力からの取引や金銭などの要求には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、会社は自らの利益を得るために反社会的勢力を利用または利益供与を行いません。

(1 3) 営業活動

以下の項目について関連法令（不正競争防止法、食品衛生法、PRTR法、取適法、刑法、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①誠意をもって全ての取引先に公正かつ公平に接し、適切な条件で取引を行います。
- ②法令遵守はもとより、健全な商慣行、社会通念に従った営業活動を行います。
- ③取引先と、相互理解と信頼関係に基づく営業活動を実施します。
- ④商材の提供、アフターフォローにおいては、取引先に対し、各商材に関する情報提供を適切かつ迅速に行うとともに、商材の品質と安全性を確認し、取引先のご要望およびご相談に誠実、迅速、かつ的確に応えます。
- ⑤競合する他社との間の競争を制限するような、販売・見積価格、生産または販売数量・金額に関する制限、シェア割り、販売先・販売地域の制限、生産設備・技術の制限等はたとえ口頭でも明示、黙示の合意を行いません。
- ⑥次の条件を満たしている企業を取引先として優先します。
 - ・法令、社会規範等を遵守し、人権・労働、安全衛生、環境への配慮を重視していること

- ・ 経営状態が健全であること
 - ・ 仕入先の場合、当社に供給する資材・役務の品質、価格、納期が適正水準にあること
 - ・ 仕入先の場合、安定供給能力と、需給変動への柔軟な対応力があること
 - ・ 仕入先の場合、不測の災害等発生時においても、供給継続能力を有していること
 - ・ 紛争や犯罪への関与のない商材を取り扱っていること
- ⑦取引先と秘密保持契約を締結した際は、契約に従い、取引先から提供された情報を適切に管理し、決して漏洩しません。
- ⑧中小受託事業者に業務委託をする場合は、取適法に定める義務を履行し、また受領拒否・製造委託等代金の減額・報復措置等、中小受託事業者に不当な圧力がかかる行為は行いません。
- ⑨取引先から職務に関連して個人的な利益の供与を受けないことはもとより、取引先との契約上の義務を誠実に履行し、取引先保護法令等および健全な商慣行に従い取引を行います。
- ⑩取引先等の役職員との間で、社会通念を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益の授受をしません。
- ⑪自社のみならずサプライチェーン全体で社会的責任を果たすべく、取引先に対しても本指針の遵守を求め、CSR調達を実践します。
- ⑫武装勢力の資金源となる紛争鉱物（金、タンタル、タングステン、錫）の不使用に向け、サプライヤーに対する調査・確認を行い、紛争や犯罪への関与のない原材料の使用に努めます。

（14）製造活動

以下の項目について関連法令（製造物責任法（PL法）、特定商取引に関する法律、食品衛生法、食品安全基本法、食品表示法、不正競争防止法、取適法、消費者基本法、刑法、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①関連法令を遵守し、安全で高品質な商品を提供することにより、健康で豊かな暮らしに貢献します。
- ②自社ブランド商品など、自社で商品の製造を行う場合は、安全問題に関する情報収集、適正な取扱表示、経年劣化への対応、契約書の整備等、製品事故の未然防止に取り組み、商品の品質および安全の確保に努めます。
- ③製造業務を外委託する場合、以下の事項を徹底します。
- ・ 委託先には、製造手順、洗浄手順、商品規格を守り、正確な記録と管理のもと厳正な品質管理と安全性の確保を徹底するよう求めます。

- ・商品に関する機密情報は、自社および委託先に被害が及ばないように適切に管理し、決して漏洩しません。必要に応じて委託先と秘密保持契約を締結します。
 - ・取適法に定める義務を履行し、また受領拒否・製造委託等代金の減額・報復措置等、中小受託事業者に不当な圧力がかかる行為は行いません。
- ④使用する原材料の安全性、品質、商品規格に関して情報を収集・検証し、お客様の必要とする情報を開示します。
 - ⑤万一、商品に事故が発生した場合または発生する恐れがある場合には、お客様の安全を最優先し、回収・廃棄等の措置を速やかに講じます。また、被害拡大の防止と再発防止に努めます。保健所および関連省庁から勧告・改善指導を受けた場合は速やかに是正を行い、報告すべき事案が発生した場合には遅滞なく報告します。
 - ⑥商品に関するお問合せ・ご意見・ご指摘を受けた場合は、迅速かつ丁寧に対応し、商品の改善に努めます。

(15) 輸出入管理

以下の項目について関連法令等（関税法、関税定率法、外国為替および外国貿易法、輸出入取引法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、毒物および劇物取締法、麻薬および向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、銃砲刀剣類所持等取締法、ワシントン条約、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①国際的な平和と安全の維持を阻害するおそれのある取引に関与しません。
- ②貿易に関する諸法令および国際条約等を遵守し、麻薬・武器・兵器およびその開発に用いられる可能性の高いもの、植物防疫法・家畜伝染病予防法等で規制されている動植物等の規制品目の取引は行いません。
- ③関税関係法令に従い適正な申告を行い、申告に誤りがあった場合は、速やかに是正の手続きを実施します。

(16) 広告・広報活動

以下の項目について関連法令（独占禁止法、景品表示法、著作権法、刑法、等）および社内規程を遵守します。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①客観的事実に基づき誠実に広報活動を行い、広告、表示、説明等を行う場合には、事実と異なる内容（虚偽、誇大等）を示しません。
- ②社外広報活動においては、関係するお客様、株主、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定します。

- ③新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や株主、金融機関等と接触し情報を開示する場合は、事前に会社に報告、または所定の社内手続を経ます。
- ④自社に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展と販売促進のための環境作りを行います。
- ⑤他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しません。
- ⑥政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いません。

(17) 不正競争行為の禁止

以下の項目について関連法令（不正競争防止法、等）および社内規程を遵守し自由競争を妨げる行為を禁止し、公正で透明な取引を行います。また、適宜取り組みの状況を確認し、必要に応じて状況の是正および改善に取り組みます。

- ①独占禁止法等の関連法令を遵守し、談合・カルテル等不当な取引制限に関わる行為を行いません。
- ②不正競争防止法を遵守し、第三者の企業秘密を不正な手段により取得しません。また第三者により不正な手段で取得・開示されたことを知りながら利用しません。
- ③当社が取引において優越的な地位に立つ相手方に対して優越的地位の濫用は行いません。

(18) 公私の峻別

- ①会社の立場と私的な個人としての立場を明確にし、職場内に私的な利害関係を持ち込みません。また職場外に会社の立場を持ち込みません。
- ②従業員個人と企業の利益とが対立する状況において、企業の利益を損ね、個人的利益を享受することはしません。

(19) 品質管理システム

当社は、ISO9001 や HACCP 等の国際的な基準を参考に独自の品質管理システムを設け、取引先・消費者に優れた商品・サービスを安定的に供給するとともに、PDCAサイクルを通じて持続的な改善を行うことで顧客満足度の向上を目指します。

(20) インテグリティとプリンシプルベースの行動

当社は、ルール（法令・社内規程）の遵守を大前提としつつ、その背景にある理念・目的・原理原則（プリンシプル）に照らして誠実に判断・行動します。単に形式的な適合に留まらず、社会からの信頼を最重視し、企業倫理に反しないかを自律的に点検します。役員・従業員は、迷った場合には上長・関係部署と相談し、インテグリティ（誠実性）に基づき最善の意思決定を行います。

(21) スピークアップ（通報・相談しやすい職場文化）の推進

当社は、法令違反や不正の疑い、ハラスメント、重大なリスク兆候等について、従業員がためらわずに早期に相談・通報できる文化の醸成を重視します。役員・管理職は通報者を尊重し、不利益取扱いを禁止します。コンプライアンス統括部署は、受付から事実確認、是正、再発防止、フィードバックまでの記録と透明性を確保します。必要に応じ、匿名・外部窓口の活用を促進します。

6. 処分

このコンプライアンス行動方針に違反した者や違反行為を放置した者については、就業規則に則って、厳正な処分を課します。

7. 教育研修

コンプライアンス、ハラスメント等の研修を定期的を実施し、従業員の意識の向上を図ります。

8. 改廃

本規程の改定、廃止は取締役会の決議により決定します。

9. 施行

この規程 2019年12月1日から施行します。

（改定）2026年4月1日